

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 26 年 3 月 3 日
大 阪 府

大阪府発注の建設工事における下請負者の社会保険加入促進について

平成 25 年 8 月 2 日付でお知らせしましたとおり、大阪府では、平成 26 年 4 月から、本府が発注する建設工事において、下記のとおり、下請負の建設事業者の社会保険^{※1}の加入促進に取り組めます。なお、大阪市においても同様の取組みが実施されます。

※1 社会保険とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

記

平成 26 年 4 月 1 日以降に公告する全ての建設工事案件について、全ての次数の下請負者の社会保険の加入状況を確認します。

➡ 未加入の建設事業者^{※2}については、社会保険担当機関に通報します。

※2 法令により適用除外とされる事業者は除きます。以下同じ。

- 受注者には、社会保険に未加入の事業者を下請負者（第二次以下の下請契約の当事者を含む）としないよう努める旨の誓約書を提出していただきます。
- また、下請負者の社会保険の加入状況を確認できる資料を作成し、提出していただきます。（詳細は設計図書において示します）。
- 通報は、健康保険及び厚生年金保険にあっては日本年金機構、雇用保険にあっては大阪労働局に対して行います。通報後は、それぞれの社会保険担当機関から加入指導等が行われます。

今後の段階的な取組み内容等に関しては、平成 25 年 8 月 2 日付の「[大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について](#)」をご確認ください。